

第1回入善町農業委員会議事録

令和2年8月3日午後3時から第1回入善町農業委員会が入善まちなか交流施設うらおい館2階イベントホールで開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 18名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり
5番 森下 吉光	6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志
9番 小林 真一郎	10番 米山 義隆	11番 坪野 和夫	12番 鍋嶋 太郎
13番 永山 美和	14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春
17番 酒井 良博	18番 長原 均		

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	島 尻 淳子
入善町農業委員会	主 事	道 下 玲也
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	臨時議長指名の件
日程第2	選挙第1号 入善町農業委員会会長互選の件
日程第3	議席決定の件
日程第4	担当地区決定の件
日程第5	会期及び議事日程の件
日程第6	議事録署名委員決定の件
日程第7	選挙第2号 入善町農業委員会会長職務代理者互選の件
日程第8	議案第1号 入善町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)の決定について
日程第9	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第10	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第11	議案第4号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について

事務局長(長島 努)

本日は、お忙しい中、委員交代後、初の総会にご出席いただき、ありがとうございます。私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます農業委員会事務局長の長島です。

この度の委員交代により、ご就任されました委員各位には、心からお礼申し上げます。どうか今後ともよろしく願いいたします。

それでは、ただ今より、第1回入善町農業委員会を開催いたします。

まず初めに、笹島町長が開会の挨拶を申し上げます。

町長(笹島 春人)

第1回入善町農業委員会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の任期満了に伴いまして、個人からの応募並びに各地域や団体等からの推薦を受けられ、農業

委員にご就任いただきましたことに改めまして厚くお礼申し上げます。委員の皆様方には、これから3年間の任期の間、本町の農業振興のため、格別なご尽力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今回の委員交代では、18名の委員のうち、8名の方が再任ということで、これまでの経験を活かし、今後の農業委員会の運営を牽引していただければと思います。また、新任10名の方には、農業委員会の更なる活性化を図るため、新たな見地から忌憚のないご意見などをお聞かせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、入善町には、基盤整備などの環境整備が整った広大で肥沃な農地が広がっております。これは、町の大切な財産として、末永く後世に引き継いで行かなければなりません。この優良農地を今後も保全、継承していくためには、関係機関が連携し、各地域がもつ課題の把握に努め、その解決に取り組んでいくこと、また、担い手の育成はもちろんのこと、経営規模の更なる拡大や経営の安定化に向けた施策を積極的に展開していかなければならないと考えております。

その実現を果たすには、農業委員会の担うべき役割は、大変大きいものがあると考えております。「農地利用の最適化」が農業委員会の重要な役割とされていることから、農業委員の皆様方には、今後とも、顔の見える地域の世話役、農家の良き相談役として、農地の利用集積の促進や、担い手の掘り起こし、耕作放棄地のない町の実現など、農地を守り、農業を振興する施策を積極的に推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

結びになりますが、入善町農業委員会の更なるご発展と、委員各位のより一層のご健勝とご活躍をご祈念申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願いいたします。

事務局長（長島 努）

続きまして、事務局から、農業委員の皆様方をご紹介します。

五十里 章委員。お住まいは入善地区。
中陣 雄一委員。お住まいは入善地区。新任です。
寺田 晴美委員。お住まいは上原地区。新任です。
森下 さゆり委員。お住まいは青木地区。新任です。
森下 吉光委員。お住まいは青木地区。新任です。
上田 幸嗣委員。お住まいは青木地区。新任です。
島瀬 康一委員。お住まいは飯野地区。
細田 孝志委員。お住まいは飯野地区。新任です。
小林 真一郎委員。お住まいは小摺戸地区。新任です。
米山 義隆委員。お住まいは新屋地区。
坪野 和夫委員。お住まいは新屋地区。新任です。
鍋嶋 太郎委員。お住まいは櫛山地区。
永山 美和委員。お住まいは横山地区。新任です。
吉原 有二委員。お住まいは横山地区。新任です。
愛場 義豊委員。お住まいは舟見地区。
田中 吉春委員。お住まいは野中地区。
酒井 良博委員。お住まいは野中地区。
長原 均委員。お住まいは野中地区。

以上の18名の方が個人応募及び各地域や団体等から推薦を受けられ、ご就任いただきました委員の皆様です。よろしくお願いいたします。

それでは、この後、笹島町長には次の公務がありますので、退席されます。

町長（笹島 春人）

この後もどうかよろしくお願いいたします。

（町長 退室）

事務局長（長島 努）

先程、委員各位のご紹介をさせていただきましたが、初回でありますので、事務局職員の紹介もさせていただきます。

事務局

農業委員会事務局係長の島尻と申します。よろしくお願いいたします。

農業委員会事務局主事の道下と申します。よろしくお願いいたします。

同じく主事の上原と申します。よろしくお願いいたします。

事務局長（長島 努）

それでは、議事日程に入ります。

日程第1、臨時議長指名の件についてであります。

地方自治法第107条に「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」と規定されておりますので、これを準用し、本日の出席委員のうち、最年長の委員に臨時議長をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

事務局長（長島 努）

異議なしとのご発言がありましたので、年長委員であります愛場委員に臨時議長をお願いいたします。

（全員 拍手）

事務局長（長島 努）

それでは、愛場委員は、臨時議長席に着席願います。

（愛場委員が臨時議長席に移動）

臨時議長（愛場 義豊）

ただ今、年長委員ということで臨時議長を仰せつかりました愛場です。皆様方の温かいご協力をいただきながら、この重責を無事に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事日程に従って、議事を進めてまいります。

入善町農業委員会の委員定数は18名であります。

本日、出席された委員は18名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会は成立しております。

次に日程第2、選挙第1号『入善町農業委員会会長互選の件』を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

農業委員会等に関する法律第5条第1項に「農業委員会に会長を置く」、また、同法同条第2項に「会長は委員が互選した者をもって充てる」と規定されていることから、任命後、最初となります本日の委員会において、選挙第1号『入善町農業委員会会長互選の件』が提案されたところであります。

選挙の方法につきましては、入善町農業委員会規程第4条に「委員会で行なう選挙は地方自治法に定める議会で行なう選挙の例による」と規定されており、また、地方自治法第118条には、議会で行なう選挙の例として、投票による方法と指名推選による方法が規定されております。

なお、指名推選の方法を用いる場合においては、委員全員の同意があった者をもって当選人とすると規定されております。よろしくお願いいたします。

臨時議長（愛場 義豊）

ただ今、お聞きのとおりであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、議事進行の都合により、指名推選といたしたいが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

臨時議長(愛場 義豊)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とする事に決定いたしました。
それでは、会長候補者を推薦願います。

(酒井委員 挙手)

臨時議長(愛場 義豊)

酒井委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

酒井委員

会長候補として、経験豊富な鍋嶋委員を推薦いたします。

臨時議長(愛場 義豊)

ただ今、酒井委員から、会長候補者として鍋嶋委員の推薦がありました。
お諮りいたします。鍋嶋委員をもって、本案件の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

臨時議長(愛場 義豊)

異議なしと認めます。

よって、入善町農業委員会会長に鍋嶋委員が選出されました。鍋嶋委員が議場におられますので、ただ今の会長決定をもって当選人に対する告知とさせていただきます。

(鍋嶋新会長が発言を求める)

臨時議長(愛場 義豊)

会長に当選されました鍋嶋委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

新会長(鍋嶋 太郎)

今程会長として選出していただきました鍋嶋です。皆様に同意をいただき、ありがとうございます。
引き続き、入善町の農業に貢献できるよう努めてまいります。よろしく願いいたします。

臨時議長(愛場 義豊)

それでは新会長が選出されましたので、これをもって新会長に議長を交代し、臨時議長は議長席を降壇します。皆様のご協力をいただき、無事に職務を全うすることができましたことに感謝申し上げます。
ありがとうございました。

事務局長(長島 努)

臨時議長には、大変お疲れ様でした。ここからの議事進行につきましては、新会長に議長をお願いいたします。新会長には議長席に着席願います。

(議長交代)

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、ここから先は、私の方で議事進行を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

次に、日程第3、『議席決定の件』を議題とします。事務局から説明願います。

事務局

現在、皆様がお座りの座席は、あくまでも仮の席順でありますので、これより正式な議席の決定を行うこととなります。

議席の決定方法につきましては、入善町農業委員会会議規則第5条第1項により、「委員の議席は会長が定める」と規定されておりますので、決定願います。

議長（鍋嶋 太郎）

ただ今、お聞きのとおりで、議席は、会長が定めることになっております。

お諮りします。議席は会長が指定することといたしたいが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、議席は会長が指定することに決定しました。それでは、事務局に議席の案を配付させます。

（事務局が議席の案を配付）

議長（鍋嶋 太郎）

お手元に配付しました議席案のとおりであります。

各々の住所で町の行政区順及び年齢順に1番から18番までとしました。

お諮りします。

議席は、お手元に配布した議席（案）のとおり指定いたしたいが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、議席は議席（案）のとおり指定することに決定いたしました。

なお、議事進行の都合により、次回の委員会から議席番号順に着席することとし、本日はこのままの席で議事を進めさせていただくことをご了承願います。

次に、日程第4、『担当地区決定の件』を議題とします。

事務局から説明願います。

事務局

先程、お配りしました議席案の氏名の横に記載のあります地区につきましては、今後みなさまに担当していただく地区としたいと思います。小学校区ごととなっております。

担当地区とは、重点的に現場の確認等を行っていただく地区であります。2つ地区名が記載してある委員につきましては、はじめに記載してある地区を主としますが、もう一方の地区につきましても、確認していただくことがありますので、ご承知おきください。

以上、農業委員会等に関する法律第17条第6項により、「各委員が担当する区域を定めなければならない」と規定されておりますので、決定願います。

議長（鍋嶋 太郎）

お手元に配布しました担当地区案のとおりであります。

お諮りいたします。

担当地区は、お手元に配布した案のとおり指定いたしたいが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、担当地区は案のとおり指定することに決定いたしました。

次に、日程第5、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は議事

終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第6、議事録署名委員決定の件を議題といたします。慣例に従いまして、議席番号順とさせていただきます、1番五十里委員と2番中陣委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第7、選挙第2号『入善町農業委員会会長職務代理者互選の件』を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定されていることから、任命後、最初となります本日の委員会において、選挙第2号『入善町農業委員会会長職務代理者互選の件』が提案されたところであります。

選挙の方法につきましては、先ほどの『入善町農業委員会会長互選の件』と同様に、入善町農業委員会規程第4条、及び地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選による方法がありますが、指名推選の方法を用いる場合には、委員全員の同意があった者をもって当選人とすると規定されております。よろしく願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

ただ今、お聞きのとおりであります。

お諮りいたします。選挙の方法は、議事進行の都合により、指名推選といたしたいが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とする事に決定いたしました。それでは、会長職務代理者の候補者を推薦願います。

(五十里委員 挙手)

議長(鍋嶋 太郎)

五十里委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

五十里委員

会長職務代理者として、米山委員を推薦いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

ただ今、五十里委員から、会長職務代理者の候補者として、米山委員の推薦がありました。お諮りいたします。米山委員をもって本案件の当選人と決定することにご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

よって、入善町農業委員会会長職務代理者に米山委員が選出されました。

米山委員が議場におられますので、ただ今の会長職務代理者決定をもって、当選人に対する告知とさせていただきます。

（米山新会長職務代理者が発言を求める）

議長（鍋嶋 太郎）

会長職務代理者に当選されました米山委員が発言を求めておられますので、許可いたします。

新会長職務代理者（米山 義隆）

ただ今選出していただきました米山です。皆様のご協力を賜りながら、会長のサポートをはじめ、会長職務代理者の職務を全うしていく所存であります。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、米山委員には会長職務代理者席に着席願います。

（米山委員が会長職務代理者席に移動）

議長（鍋嶋 太郎）

引き続き、議案の審議に戻ります。

日程第8、議案第1号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針案の決定ついてを議題といたします。事務局から説明願います。

事務局

議案書2～3ページにわたり、指針案が記載されております。先日、委員の皆様には事前に送付させていただいておりますが、内容を簡単に説明いたします。

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正され、「農地等の利用の最適化の推進」、すなわち、「① 遊休農地の発生防止・解消、②担い手への農地利用の集積・集約化、③新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進」が農業委員会の必須事務となりました。

また、農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないこととされています。先ほども申し上げました農業委員会の必須業務となった3つの事務に関しまして、それぞれ目標を定め、その目標達成に向けた推進方法を記載してあります。

まず、2ページにあります 1. 遊休農地の発生防止・解消についてです。遊休農地の解消目標にあります「遊休農地面積0.3ha」は、入善町上飯野地区にあります、田3筆です。この3筆を解消対策を模索し、かつ新たな耕作放棄地を発生させないように、(2)でその対策と具体的な推進方法を記載してあります。

次に、3ページにあります 2. 担い手への農地地用の集積・集約化についてです。(1)には集積目標が明記してあります。集積率は令和2年3月末現在で、80.3%と高い水準をなっております。それを、3年後には85%まで引き上げたい目標となっております。(2)にはその目標を達成するための具体的な推進方法が記載してあります。

次に、3ページには、3. 新規参入の促進について 記載してあります。新規参入者の促進定着を図るための方法等が記載してあります。

以上の内容で、入善町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第1号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針案の決定ついてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町上飯野〇〇外13筆の計14筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は22,943㎡です。

譲渡人は、入善町東狐〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町板屋〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人の経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自動車で5分以内であり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者がいない場合は認めないというものですが、農地所有適格法人であるため問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達する

ことという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、199,571 m²となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、細田委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、入善町上飯野〇〇外1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は3,622 m²です。

譲渡人は、入善町東狐〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町上飯野〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人の経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は徒歩で3分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が70年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号については、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年200日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、12,382 m²となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、細田委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

細田委員

2件とも、事務局の説明のとおりであり、問題ないと思いましたので確認印を押しました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第10、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和2年8月3日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、6件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請がありますので、議案第4号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和2年8月3日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。地区ごとに報告いたします。

まず、新規設定です。

入善地区 1件、1筆、2,941㎡

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区はありません。

小摺戸地区はありません。

新屋地区はありません。

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。
以上、新規の合計は、1件、1筆、2,941㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区 5件、7筆、6,326㎡

小摺戸地区はありません。

新屋地区はありません。

栲山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、5件、7筆、6,326㎡です。

新規、再設定合わせて、6件、8筆、9,267㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第4号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

次回の農業委員会終了後に、事務局と委員合同で、農地パトロールを行います。バスで町内の重点箇所を巡回しますので、ご承知おきの程よろしく申し上げます。また、8月19日には、富山市にて新任の委員の方を対象とした研修会が開催される予定です。ご都合の悪い方は事務局までお知らせください。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第1回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、9月8日火曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時35分）

..